

福祉目的事業に付随する食事提供行為における食品衛生管理指針

1 目的

この指針は、福祉目的事業に付随する食事提供行為（いわゆる集団給食として行われる行為を除く。）における食品の安全を確保することを目的に、食事提供行為の実施者（以下「実施者」という。）が講ずべき衛生管理体制の確立と衛生管理に関する事項について示したものである。

2 対象

この指針の対象となる食事提供行為は、子どもの食育や学習支援、高齢者の生活支援及び障害者の自立支援等の福祉目的事業に付随して、無償又は実費(調理コストを含む)以外の対価を徴収せずに行われるものであり、おおむね次のようなものを指す。

- (1) 厚生労働省所管の地域支援事業交付金事業、県補助事業及び単独事業として市町が実施する高齢者等への配食サービス事業
- (2) 市町社会福祉協議会、介護サービス施設・事業所、ボランティア団体等が設置する認知症カフェ等において実施するもの
- (3) 社会福祉施設等において、当該事業者が調理場所を活用して、地域の高齢者や障害者等を対象に実施するもの
(例) 地域活動支援センターでの食事提供
- (4) ボランティア団体等が、公共施設等の調理場所を活用して、地域の子供や保護者等を対象に実施するもの
(例) 子ども食堂
- (5) ボランティア団体等が一時的に設けた施設(テント等)等において、困窮した状況下にある多数の人等を対象に実施するもの
(例) 炊き出し

3 営業許可及び営業届等

この指針の対象である食事提供行為については、食品衛生法第4条第7号の営業に該当しないため、同法の第55条第1項に基づく営業許可及び第68条第3項で準用する第57条第1項に基づく届出の対象としない。ただし、実施者が調理行為を他の事業者に委託する場合は、受託者は飲食店営業の許可を取得すること。

4 届出

実施者は実施場所を管轄する保健所長へ別紙様式によって届出ることが望ましい(市販品をそのまま提供する等、調理行為のない場合、食事提供行為を他の事業者に委託する場合を除く)。なお、届出内容に大幅な変更があるとき、又は廃止したときは速やかに別紙様式によってその旨を届出よう努めること。

5 事前準備等

- (1) 実施者は、施設の開設等に先立ち、保健所に相談し、食品衛生に関する指導・助言などを得ること。

- (2) 実施者及び従事者は、衛生講習会（例：食品衛生責任者養成講習会）を受講するなど、食品衛生に関する基本的な知識を習得すること。
- (3) 献立や提供食数は、調理施設の規模や設備、従事者の数・力量に応じた、無理のないものとする。
- (4) 調理施設（厨房）は、給湯設備や手洗い設備などの調理施設の要件が整っている施設を使用すること。専用のものか、公共施設等の調理場所を活用することが望ましい。
- (5) 万一の事故の発生に備えて、保険への加入を検討すること。

6 衛生管理

衛生管理は、(公社)日本食品衛生協会が作成した「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の手引書(小規模な一般飲食店向け)」等に基づき実施するように努めること。ただし、事業規模が極めて小さい等、上記に基づく衛生管理が困難な場合は、最低限必要な事項として、別紙に定める衛生管理を行うこと。

7 事故発生時

万一、食中毒などの健康被害にかかる情報を探知した場合は、緊急時連絡先リストを活用して速やかに保健所に連絡すること。

附則

この指針は、平成 31 年 4 月 26 日から施行する。

附則

この指針は、令和 8 年 2 月 19 日から施行する。